語箋

831
60
13

や

ガラス使用

也

や

セ部

ガラス使用

帝國圖書館藏

山根子（義）蘞云々

山下草（義）蕨云々

やきしめ（義）やきしめとは？の毛をわみちきて なやらかして用ひきつるをいふ（麻にくはきしかるなり）

山人（義）仙人

大正
4.2.15
購求

ガラス使用

ヤ

屋ヤ　和十ノ十丁
轄ヤ　和廿一ノ四丁
節ヤ　和十三ノ七丁

やヨノ心ノや　同廿九　こちやといひつゝかへりおもかえすにとちやとつてもおどろかす
やなみや　同七　やまぶきの身をすてゝこそうきしづむるせもあるりや
やくらや　同十　梅ちりてあるよ中やその法師になりのはしこそあれ
やさし　しのさくら嵐その花ぬすむ杉よの花ありや
　同七　世はいかなりけるまもありや
屋　同九　あさ夜のうし情のうち花のえとまるんとしていとゝしく
矢　かぶらや　同七　いとゆうしきなるものや　同百二十　相僧のみるこ
そうりや　同九　いましむるせいかゝなれどののさたのすけうや
矢をそえけて　同五十六　ゝくあなれ情りみやとなれのみよ　同二十二　きこえひこめ
そるの中や　のなちなめりや　同　庭に花さし　をしのむや

扨ハ九　たまさけ情のんとしこゝつとえいりやとめよせん
扨の思　まそへのぬやとをさしめせえ
扨九十八　ある人ハ　そやてみやといるくかりあふせぬ見え
同　りの泉もこんゝうの雲や　随都やきりのふに
ひそりきゝろとふきあをてるに　同川廿　あるゝやこのてろやと
夕まり思ヲもやてみやとりみてへそあるめ　同百九十三　ちるや
うやとようけるをとらちあて

大正 4.2.15

ヤ

矢、三十具 今二百五十 矢告所 武紀一ノ十九

ハヨ、羽、羽中ノフし、本ハギ、篦中ノフし

スゲフし、矢ツカキ、子ウキ、鏑

矢ノ節ノ名 呉十ノ廿五

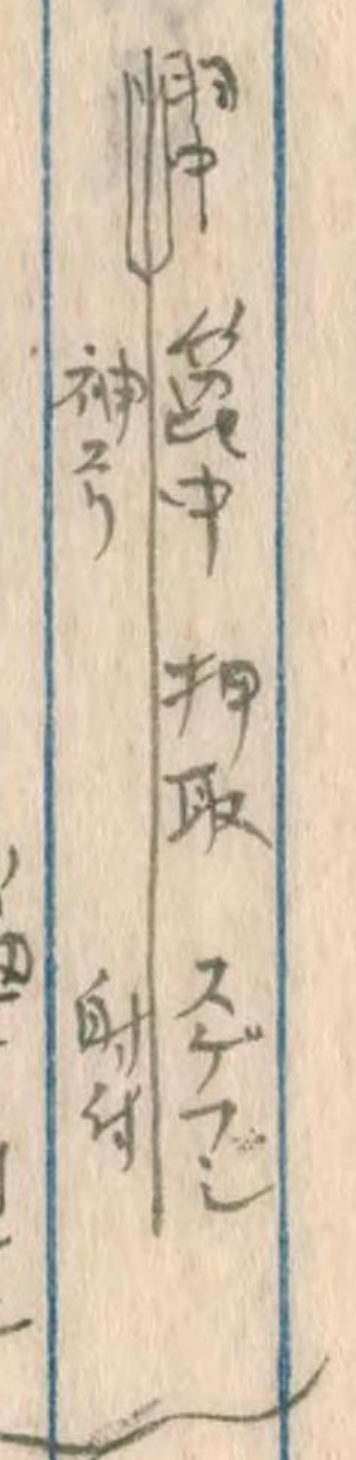

節影、ハヌキ、ケウ前、上ノハギ

矢ノ内向外向 呉十ノ廿九 箭ノ長 武紀二ノ附廿七

アスリノ羽—矢—外カケノ小羽 小ちノ引尾

カミリ羽

ヤリ羽

ヤカ、酉語 後三二六

南紀 従僕之氏 矢図 集古十種 弓矢一ノ廿九

出雲国大社蔵 矢図 集古十種 弓矢之部一ノ八

備後国 [illegible] 蔵 矢図 集古十種 弓矢二ノ廿七

讃岐国 白峯寺蔵 右 矢図 集古 弓矢二ノ十六

八幡宮 武州児玉郡 [illegible] 蔵 利仁将軍 矢図 集古 弓矢二ノ廿三

ヤ

（ヤ）

かゞみ　那須山湯泉権現社鏡　那須与市資隆奉図　集古十種　[illegible]之一ノ十

かゞみ　吉野郡杉宮三輪山若宮神社蔵　全図　集古[illegible]二ノ廿

かなもの　[illegible]　金図　集古十種　[illegible]一ノ廿三

かね　[illegible]　全図　集古十種　[illegible]一ノ廿四

かぶと　[illegible]　全図　集古十種　[illegible]之一ノ八

かぶと　[illegible]　全図　集古十種　[illegible]二ノ七

[illegible]　全図　集古[illegible]二ノ十六

かぶと　[illegible]　全図　集古[illegible]二ノ廿三

[illegible]

ガラス使用

（ヤイ）
焼畑（ヤイハタ） 和丁六十
灸 和三ノ八丁
熟艾（ヤイクサ） ヤイハクサ 典薬式
帯（ヤイクし） 和四ノ十三丁
矢入ノ矢 剣衣 名二三ハ 名十ノ九
灸一壮二壮トモイフ 御邑り紀 三ノ廿八

ガラス使用

ヤく

(ヤロ)

葉紙篭（ヤロウ）　六ハノ一ウ

ヤロウ茎　舳サ　六ハノ一ウ

（ヤハ）

やはらぐ四加四段

やはらぐる四加下二段

やはまそ四左サ段 図二ヌ七

黄老（ヤハラチ） 和七ノ十八丁

籤（ヤハス） 和十三ノ七丁

ヤハラカ 千載 も餘 やはらかにぬるよるもなくおぬるよしのかせいつしらこえなん

やはり 詞花 一ノ十八オ やはらぐよりて（ヤヤフラトロさ）春をかくはあるせのよそ

やはらぐ

やはらぐ

やはらか

やまり 詞 廿八母尺のいさいと、やくやうにおほくてやりったるやまかりし 同十七ノ三十二

やハ 神道ノ辞 新葉集 わかれてかくさせつき世にあるいは世をすてるこの世やとみる足ん

わりらび

ヤハラ 萬集 万七ノ二十六

ヤハラカボラシ 万十三ノ七三 ユガケニ云

ヤイ 矢木 矢製 ?三 万十ノ九

古

ヤハ 矢筈頭札 万十ノ六一 矢筈ヲツヘニテ射ルヿ 万ナ??? 四三

矢筈餅 万二ノ七六 図アリ

ヤニ 八咫ノ黒菓 万七ノ五ニ

ヤロ

ヤ八

ヤ二

楡（ヤニレ）和七ノ廿八丁

ガラス使用

（栄）夜斧（ヤホケ）和二ノ十五丁　八百日（ヤホカ）やおよろつ

矢ノ倍日　与ノ十一ノ也図アリ

ヤ二

（やへ）

やへのしほり　鈴虫　うきふしと思ふもあらぬ山吹のやへのしほり　[illegible]

やへ　元吉　ちりまかふ花のした山吹のやへとつきぬ袖をあやと

八重の香　玉鬘　後三　うつろひたるひとへ花は山吹のやへのにほひもなとうち

八重むくら　総角下　つきもかくるゝ八重むくらしけれいも見るの葉ん[illegible]

八重むくら　寛之　新勅撰上　やへ人も見えぬ宿かれて[illegible]やへむくら[illegible]さしこもる

八重むくら　小大君　[illegible]いあらしやへむくら いる人ありてあやのきせい

八重むくら　やへむくらのもさしのかと　一年たつ十

やへ　中納言為家卿‖のおもくまことにしてまうしのつかへる事あやまり

つやことさおほに仕れ

左大臣道嗣のおとゝい今朝[illegible]のおとゝ中納言もちるにい太郎とおつしまう

故ミやへの才と[illegible]

八重ひとへは[illegible]　[illegible]のの[illegible]

八重の[illegible]の[illegible]へ[illegible]の中に[illegible]

八重[illegible]

[illegible]やなり

やへひとき

やへころて

やへくも

ガラス使用

ヤホ

やへ

八重むくら　貫之　とふ人もなき宿なれとくる春ハやへむくらにもさハらさりけり

八重むくら　小大君　ふきそふる風ハあらし　やへむくら　しける人さへあやのきせハ

八重むくら　やへむくらのもさハらす　平太ナ十

やへ　中納言為ーやへ〳〵のおくにまたこもりてまうりのつらる　ぶあやまり
つのゑとてとそおほ似れ
左大臣良相のおとゝハ冬嗣大臣の五男　中納言もろいハ太郎そおつれる
故ニやへ〳〵の才と云る

八重ひとへは原中ふ　うるの塩の陰の淀など
八重の塩路の隔りし人　の岩間の中ニ行人
八重ぎくを云
　　　　　　　ほとゝきす　やかて

やへひとへ
やへころて
やへくも

八重さくら　やへさくみ　古事記上　あり　ちら

やホ

ガラス使用　　挟み込み物

夫部正子　ふめろ八一ヲ

やへ

（ヤト）
やどせし四五四段
やどふ四段四段　續後紀　長歌
やどろ四ら四段
寄生（ヤトリキ）　和廿ノ卅丁
屋挪禮里之（ヤトリ）　五一ノ九ウ

夫木廿　あさ原へかゝりてそともの小田をとるやどれハそけてわかれぬ時のころ
雲之　ものあやうきめ世のなかにやどのあさめつらしきや
新撰　ものこゝろをさらにあやさをせるもあるを旅人やどの樹をもこそにえたれ
風雅　春宿るやまのいもとそくらん花のまさこそ山の樹へ　為之

宿る
やとり
宿
宿とる
やとりとる
やとりのつき
宿める
やとそて
やとる
やとよ
やとすり

客作ハ傭夫也　拾芥抄二ノ十二

ヤチ

八千とせ椿　玉椿（たまつ）ハ八千代

やちくさ

ヤ

㋳り

やりど
やりもち
やりさきて

鑓がつれヒ文行リヘし　捌てとり作ての字十一

鎗　片刃にせ

や十

ガラス使用

鑓 楠正成ノ三種
ホウテンゲキアリ
義昭傳五ノ一
武徳一ノ廿四オ

ヤホ 矢保呂 夫十ノ廿四アリ

ヤヘ 矢部 砺子 列せる人 一言

ヤト

ヤチ

ヤリ 鑓 信三六 夫十ノサハ又三十
武用弁疑
東雅 二ノ二十 新撰 三ノ一四ノ一六
やりた 飛鳥 十六
遺佚

ヤリ法師 見三六 夫十三ノ六

ヤリツギ 増鏡 オナあそび うちがみにやりつぎ山吹の言ことのきりつぎこしえ
ヨミナシ 史籍ノ前ニ出ヅ ノ所
文紙トヨム 却テ非ナランカ

ヤヌ

ヤニ

㋳ル
やる㊃ら行段
やら㊃ら行段
やらし㊃ら行下二段
[illegible]

廿九カメなし
[illegible]千載
ひさしくおとづれぬ人もとひそふるかな
うきもるゝハうきさきのつねとやすらむ身をやるかたのあるそうれしき
めるゝ
待賢門院堀川

やる砕
やるを
やるべきをやる
やるべき—

ヤル

ヤヲ

リセ集 やをとめのそこの衣のきまてゝみるれぬ花をいうれつしるらん

やをとめの

やをとら

ヤシ

ヤウ

ヤウフ（バ）　気十二ノ三六

ヤハノ部ニ出ス

柔術

ヤウフ（バ）カボあし　ユガケ三三

山上　気二十二ノ九三

ヤカ

何やら 山口下十四丁

宇（ヤカス） 和十ノ十三丁

車蓋（ヤカタ） 和十ノ三丁

鞢（ヤカラ） 和十三ノ七丁

帖 西へ（因ヤヤ之）つまるのうちをかへしてやかて立つ秋ハ見てまし

[illegible] おめの[illegible]の[illegible]もと[illegible]とそやかてふる[illegible]そ[illegible]やる

みつ[illegible] [illegible]けやあるらけの御[illegible]ハやかて[illegible]の[illegible]月

新古[illegible]一[illegible]ふみるらもれハやかてやさうん[illegible]の[illegible] [illegible]

千載 こひしてうひと[illegible]さるかきつ[illegible]よせてハやかて立つ[illegible]や

千 けふりと[illegible]の[illegible]を[illegible]やかてと[illegible]の[illegible] [illegible]

千 [illegible]のすみ[illegible]やかての[illegible]て[illegible]のくれを[illegible]や

一[illegible]てよられ床のさむしろにやかても[illegible]の[illegible]めるかな [illegible]

千 [illegible]るやの[illegible]の[illegible]やかてさしいる月のかけかな [illegible]

[illegible]に[illegible]つらむ[illegible]やかて[illegible]ハ[illegible]かれ [illegible]

たのむれとハかりてはとハされそやかての別[illegible] [illegible]

亜槐 [illegible]日吉 [illegible]やくハ[illegible]にをやかて[illegible]のまる[illegible]のを

人丸 [illegible] [illegible]せしハ[illegible]ありそまろにせつやうき[illegible] [illegible]

[illegible]書 屋形尾ト云ハ上尾三枚アリ 鈴付ノ尾 八大宝ニ切ル 三生切ニ

[illegible]白ク[illegible]ニ[illegible]ノ[illegible]アリ [illegible]鈴付ニ[illegible]

や竹

[illegible]舟　よそにきく秋の山べの人のちの[illegible]

やくもの[illegible]　[illegible]九
所々に庵の[illegible]　みやび[illegible]
やくら

[illegible]若宮　群本　神祇官　祭如慶人宅神（やかつかみ）祭也

やら　同　剣や六十　国の人のあやしき[illegible]　あさり[illegible]やらの庵のもとのくれ
いとあやしき人のやどりいとつくいひ[illegible]

やくら　同　古大和本[illegible]のやぐらのやどりのめにもあれとねでのあやしみの[illegible]のゝうつも　人細家かり
あやくら　土佐日記　あやくらのちりもち[illegible]
[illegible]　同　[illegible]

や	ヤツ	ヤウ	ヤツ	ヤヨ
祝詞上	祭也	ヤウ　ヤウラ　五ノ十ラ　サラ 子ヲ叶ハ	家ツヤカト云　長七六	屋之形　五ニノ三
		[illegible]ガウシ　ユガ〻ニ云 五ラ廿二ノ四三		

家隆西執問小納言法矢加罡第問　[illegible]

やがて　雅言集覧
常ノト少シ（イヒサテカハリテ）　同三　京のめ虜を十人出させのふ〻二人あり女院えけい命婦人やがて
まゐらせたり　同五　[illegible]いはんとぞとみるをきてうご
いはんをるときこえ出んきるすといへばやがていとわろし　猶三ノ下十三　東宮の役　御使は
やがて宮のあけわりのほか　中古言カ△俗語の例のめし　宣長　[illegible]
暁の御きりてんとよきこころおもてるやがておぼゆる人は歌やおぼゆる文通ひおのよ
あやまる　同　[illegible]やすて[illegible]あはれをしめればやがて[illegible]あり
ぬ
一　同　あの[illegible]大層[illegible]てやがてさりて[illegible]　同　枕　[illegible]
[illegible]をこころのあやめていみしうあつるをおぼえていつやがて[illegible]
れぬ下[illegible]いかなりおぼえてはるさる　同　下　男君[illegible]
さわんと母[illegible]やさらせあん[illegible]なすあつせはいへとよし
同上　歌まりしくさ人もあるとかはしるよりもひとりはありけんやがて
[illegible]とくもあへす[illegible]のうたるへくみん　同　下十四　めの[illegible]
よるやがて[illegible]一ねほるのこ[illegible]　同　中　世それはやまきてとも[illegible]
やがて[illegible]倍しき　源　[illegible]ほどやがて秋[illegible]　同七
[illegible]道　[illegible]やがて[illegible]　同　五　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]やがて[illegible]秋の月[illegible]
同を[illegible]　[illegible]は　源[illegible]やがて[illegible]
あふさて　同　[illegible]別路の[illegible]の家も[illegible]やがて[illegible]
同ノ上　[illegible]のゆきは[illegible]てやがて[illegible]秋はなてまし　同十三　さる[illegible]
[illegible]やがて[illegible]つかうまつらん

(ヤヨ)

佛足石哥云己乃美阿止夜与呂豆比賀利（ヤヨロヅヒカリ）乎波奈知伊太志〱　ヤヨロヅヒカリハ多ノ光ヲ云

古今長哥　老のかすさへやよけれハ

やよやまて郭公

やよけれハ　片廂卅

ガラス使用

ヤタ

陽燧（やたかゞみ） 四ノ二丁

やたかゞみ

八咫の鏡（又やたのかゞみとも）

[illegible]の物語

散隠記 まくきのやうて

おやなる人のつねにあやしきことのありけれはくちもりをさして

くせいしさむるとたゞへあさとかくれはまくきのやうてのひゝ

あるは結ひつけてつりしける

〔まろなるぬやうその中もふところへかくしてよそはるなり

矢立 墨筆 梅ことに八十ノ十九ウ

矢立の硯 美術世界十八ノ二十丁 図アリ

長門本平家物語 巻八 ありける侍文道ニ刻の中より小硯とり出しつゝ筆の

穂をかくれゝつけられける

いかなるものをひさくるものなりし矢の筈をもそあれちかゝる

参考源平盛衰記巻廿九 虎賁 馬より下り矢立の箭を抜き刻の中

より刻之れ出し墨を筆に含し 鏃を押開きて 矢のおとしをかきちらしし

あちも及ひそ ここをきく

太平記巻九 正壇 妙玄 鎧ノ引合ヨリ矢立ノ硯ヲ取出シ

ヤヨ

（ヤレ）

帖五 やれといふもん もみはえんも おもはぬを へとかれて くやみけるかん

信濃路傍是て花 鉛 廿ノ五

やれとよし〳〵 やれよいくとこゝは よ〳〵 その人をまた とんと 露つし

高久梅翁の箋にし 是 [illegible] 丁画 [illegible]

あるつ

よく入る

ヤタ 八咫鏡 長三之七 信一之八 美ろい 類聚調一 新撰字鏡 ヤタノセミ

矢代瓦丁 貞十二ノ廿七又廿二 矢代図 小廿四

矢タバ子 貞十七ノ又廿 犬一三七 矢代ヲ遂 [illegible] 貞十二ノ廿二 図アリ

ヤタラビヤウシ 貞五ノ卅八 矢太郎 貞十二ノ五三ゆ

矢立硯 貞八ノ六十 武鑑三附 廿四ウ 図アリ 同二ノ五十オ 太平記二又六

ヤタハ咫鏡 長三之七 倭一之八 葉ア之八 類字韻一 新撰字鏡 風雅集 ヤメノセミ

矢代几ノ 貞十二ノ廿七又廿三 矢代図 小冊四

矢タバ子 貞十七又廿 大一ノ三七 矢代と逆羽ウツ 貞十二ノ廿六 図アリ

ヤタラビヤウシ 貞五ノ卅八 矢大臣 貞十二ノ五六

矢立硯 貞八ノ七十 武備三附 廿四 図アリ 貞一ノ三十オ 太平記二又云

帖五 やれといそん もはえるも おもはで宿ぞへのともなてゆてみけるらん

信実朝臣 花鏡 卅ノ五

〳〵〵〵 やれといへることい 古い その人をきこえとんとい 答つる

高久藤房の館にとかくありけり上云 宣つ足もり

あるべし

よくよく入る

（ヤソ）

やそしま　袖中抄十九　頃のころろく　やそしまかけて見えつる　そなれ夜のくものしらの

やそしまかけり（八十嶋の假）上一五五

耶蘇教　ジェスイト宗派ノ物　天文年中渡来　三上参次　日本文学十五ノ十九

耶蘇教（天文以後ノ）ト上参次　同上十六ノ十一

（ヤツ）

やつを四五四宿
やつるく四うり二宿

応仁記 下 舟岳山合戦ノ条 小鴨安藝守文武二道ノ兵ナリシカハ何カハ少モ疼ヘキ 前後ノ敵ニ十文字八ッ花形ニ切テマワリ云〻

大鏡 一 今やうのあふむやつをそのまゝのあそらくてんのそこをいれけるに ちいさるゝちーのあやいそやそれハすゝつるめけをくすりやせさ 女のあゝを

臣（ヤツカレ） 和二ノ十三丁入
奴僕 和二ノ十五丁
僮（ヤッコ） 和二ノ十五丁
鳴鏑（ヤツメカブラ） 和十三ノ七丁

八拍のまゝて 塲まするぬ里子 、袖中抄六
八のみ使の やくをのせし あるものせさし
二代八（ヤツノコエ） とよます にのみへ 二字へ
八針（ヤツバリ） は爲玉木はの 東都

八束水臣都奴命（ナリト云説） 素箋等ノ名 大八洲ノ謂ノ語二ろ十三

ハツ

矢之硯 貞八ノ六ウ（羽一ノ五廿九）武袖二ノ附廿四ウ図アリ（大平記二ノ又六）

ヤツ 八十島使 上一五五

ヤツ 八納 文ノ四 今三ノ九 八ツ子 唐藝 質下廿三図アリ（或八ツ子トヨメリ 春洋）

三尺手挟 八納 長三ノ九 手かゞみ之十

八足 貞八ノ十ノ二 宝気六 八仰物 弓調十 延気六之

八胸当図 貞八ノ七三ウ 八足机 古実考ノ（羽一ノ五廿三ウ） 江次第ノ此元彼年 図アリ

八鉢手綱 冊一三ノ四 貞十三ノ廿五

八花形 炎九ノ四 小一三五 雅 千九ノ四

矢東定ノ丁 貞十ノ廿 矢東長サノ丁 春草

八目鏑矢 貞十ノ五七

ハツクチ 貞三ノ十五

ヤツ

八ツ半 [illegible]ノ十四

八百[illegible] [illegible]十ノ廿八

八束穂 [illegible] [illegible]十一ノ卅 [illegible] [illegible]

八[illegible] [illegible]十三ノ四

八握 [illegible] [illegible]三ノ[illegible]十四

八[illegible]圓 [illegible] [illegible] [illegible]

八[illegible] [illegible] 八[illegible] [illegible]十 [illegible]

三[illegible]八[illegible] [illegible]

八[illegible] [illegible]

八[illegible] [illegible] [illegible]

八十[illegible] 十一四四 [illegible]

[illegible] [illegible] [illegible]

八代物 又一ノ十 延宝二

八脚案 平一ノ十

ガラス使用

ヤネ

屋ヤ宇子　日本書紀ノ三

帷ニ曰大布をひろく人をおほふものをいふすなはちやねにあてたるなり

つるすことにいふなるべし　大

あろく

㋳ナ

樴（ヤナキ） 卅七ノ廿一

簗（ヤナツヒ） 和十三ノ七丁

魚梁（ヤナ） 和十五ノ四丁

簗（ヤナス） 和十五ノ四丁

柳をあめるの

柳の葉を編て紙とし書をかきしかと

柳のまゆ

柳筥 枕を見よ 卅ノ卅二

柳ちり 同上

男之 やなれハなんとくらさくれハ路のをさへおもひまさりける

形後 春のたゞあらてる芽をもあひなくるはのをさへ芽つむらん

胴後（鶴川 影柳） へにあはねはなく下を吹しも流川にかなくれて絶るきハる

葉腕 水くまる地のつゝみの上柳この葉を見るにすかにおもしろき

人内（回上 春の雨の 胴） 春雨のふりてふることそみちの柳はいとつきさりけり（の果麦）

是にある所 柳ハいつれの枝をもそとてきはあさ柳のもとにひとつにあきことそある

ヤ子

やな

孔雀楼筆記（巻之五）ノ世ニ簗（ヤナ）トイフモノ傳ヘ圖ニモアラハセルハ魚ヲヤニナヒ置イケスヲ北地ニテ簗ト云ハ魚ヲ捕ル具ニテ彼イケストハ形全クカハリ之ヲ作ルニ多ノ巨材ヲ用フソノ費用甚多シ夏秋之ヲ大河ニ設ケ雨ノ都合ヨケレハ只一日ニ鱒魚ヲ得ルヿ數千駄ニ至ル雨ノ都合ヨカラス簗ヲ破ラルレハ是ヲカケル者大ニ財ヲ損ス鱒魚ヲオモニトレ氏其外サケナドモトル簗ノドウギレニハセカレハイカナル魚ニテモ簗ヘ落ルヿ能ハス簗ヘ落テ死ヌル人モコレマテ多シ先年馬ナル落テ死セルヿモアリシトカヤサホト恐シキ勢ナレ氏鯉許ハ終ニ簗ヘ落ス水勢ニ従ヒテドウギマテハセカヽレ氏ハ子カヘリテ落ストス云

柳裏莟衣　季吟太平記十八ノ廿引　書写山行幸記云　衛府[illegible]柳裏

着衣（カザシ）[illegible]行春（ユキ）[illegible]右府[illegible]退出（マカリイデ）[illegible]

十七　[illegible]

女ノサナ　[illegible]　五ナナ　[illegible]

女ナ　女ヒセナナ　[illegible]十三

[illegible]

老サ　[illegible]

老サノ先[illegible]

老[illegible]

老[illegible]

ヤナ

ヤナ

ヤナヘ　ヤナギ　赤ロ　[illegible]十ノ五　[illegible]十ノ十ヌ十五

胡籙　負[illegible]　今七

柳箸（ヤナイバ）　赤ロ　只ハ七月十三　[illegible]

柳[illegible]七ノ廿

表白　裏青　[illegible]

旅[illegible]中廿五

[illegible]中廿五

やるてこのふ[illegible]

[illegible]下[illegible]

二八又九

柳 柳ハ[illegible]
（墨）

、柳営本数 長二三 兵ハノ十六

、胡簶九諸 [illegible] 兵ハ十五ノ卅一

未並類ニ播議ト見ノ後ミメ [illegible]一ノ七二

[illegible] 未[illegible]後クハ[illegible]トテ

[illegible] 兵ハ十五ノ卅二

[illegible] 兵ハ十五ノ卅二

四日ノ
五日ノ
六日ノ五節アサキテ
七日ノ[illegible]

、近衛大将中将以下胡簶ヲ負フ事

[illegible]ヤナクヒ[illegible]エヒラ[illegible] 兵十ノ十四首

、柳樽 兵七ノ十八 [illegible]三ノ八九オ

、屋内喜多留 兵九ノ廿

竹ヤナ

、柳一荷 兵七ノ十八

柳 徒下三

柳ノ矢 [illegible]ニ用ル[illegible]表[illegible]

近衛ノ[illegible]

柳 [illegible]白[illegible]青 [illegible]下三 [illegible]十八ノ三

柳サビノ折ギレ 兵三ノ三十四オ

ヤウ ヤウ[illegible] 兵ハノ一ウ

[illegible] 兵ハノ一ウ

屋（やうら）廊 [illegible]三

ヤム ヤムコトナキ [illegible]サミ 何事ニ付テモ[illegible]

サンヤア [illegible] 上七七

ヤウ 楊[illegible]

楊柳[illegible] 図[illegible]一ノ七

南都某寺所蔵胡簶図 集古十種 弓矢ア一ノ廿六

[illegible]什宝 胡簶図 集古十種 弓矢ア一ノ廿七

或家蔵 胡簶図 集古十種 弓矢ア一ノ廿三

今出川家蔵 平胡簶図 集古十種 弓矢ア一ノ廿七

摂津国遍照院[illegible]字 蔵 平胡簶図 集古十種 弓矢ア一ノ十九

摂津国住吉社蔵 平胡簶図 集古十種 弓矢郎一ノ十二

ホシ平 細乱 [illegible]
[illegible]新宮蔵 平胡簶図 集古十種 弓矢ア二ノ七

足利家旧蔵図 集古十種 [illegible]十二
平胡簶図 集古十種 弓矢ア二ノ三

（ヤラ）
やらふ 四 追ふ
やらふる あめやらふ
やらふる
やら 万葉廿 もしほやくあまのやら やらハ沼沢ノ芦荻生たる所のなといへり
ヤラウ 呈郎 若紫三
[illegible]

[illegible] 集古千晩 [illegible]

ガラス使用

ヤム
やむ㊃未已後
やむ㊃未今後
やむる㊃未下後
鰥（ヤムヲ） 和ニノ十三
やむごとなし 桐三オ又四ウ又四オ又四ウ又卅オ 葵廿ニ
ヤンヤア 土詞 上七七

やう

ヤウ
やうやく　幽下六十
陽起石　和一ノ四十
楊枝　和十四ノ十三
楊子苑
二日せ、楊ひしう
まかろしの佐
花紅葉の風　よのア
来をとやしちゝゝ
若子よのゝゑゑぬ風

宇治拾一ノ三ウやう〳〵さるへき[illegible]あそひあつまりて
うけぬへきもやう〳〵て平大一ノ十十
宗分をかんのしのゝみかくるおかしよりしてこそまいらせをのほり
すゑの年よおかしましていとしうつくしけれまさらむ
たてをすりをのほりいろ〳〵のものをそゝてまつり
みちせ給へる也くしのこゝろちらのおもりめのはてる
ちてそのかゝものへつるとてかけのこゝろ宗うしうけける
やうかそれんみはふせりけりいあまりもぬらんうしと
アスわさせのみ仏かのうそろめてくくきてかくあはきるう
つきてかうまてもの[illegible]しちるかなとはなそせさせまへり
まうてあらしませてみえんてまつりかな

ヤム

やうき　窑器　様器　ようき

明月記（年月不知）太政官廳指図云、三献居飯汁ヲ（已上様器　有尻居）

飯盤立箸匕、粉熟盤不立匕、并少納言座無匕、

窑器（エウキ）　ようき

類語ニ彙ニ云、窯ヲ窑器或ハ様器ニ作ル依てあしと訓意より漆器の事として塗磨等の意といへる説ありとも窑器ハ疑なし窑ハ字書ニ窯ニ与穴義同シ窯ハ餘招ノ切音姚焼瓦竈也又作「窰」ともあり

輟耕録廿九宋葉寘垣齋筆衡云々　遂命汝州造青窑器故河北唐鄧耀州悉有之汝窑為魁江南則處州龍泉縣窑質頗麤厚政和間京師自置窑燒造名曰官窑中興渡江有邵成章提挙後苑号邵局襲故京遺制置

やう

十

楊名抄

楊枝四十三オ
（ヤウジ）浄楊木 木ニシノ ハ三オ
養由基 陰子
若子十

、やうき 長キ 艘二ろ十二 らろ七ノ七 類聚上廿六 寸法あり 又七オ 様器青白 又七ウ
楊器 様器 櫻ノ手ノ折敷たつこ 又足七 土器ノ一種 四二ノ六 あり 又六ウ
、楊名介 考ロ 従下二十一段 政事要略 やう堂 事始二しるくやうして
、やうばいたうり 菱ニ火キニウ丸ハシキリおスデ云ナリ 楊梅桃李ノ四字ヲ放ニシテ丸ニカアヰツス 又成宮記 卅八巻三十三
高館草子ニやうばいたうりノかうノこテトアリ 楊梅桃李ノ左右ノ紋ヲ手入合 養四二ノ十五
、養膚子古訓 越後
、陽明家 花若 下十六
、養上 上ニ三ゑ
、楊弓 内着ニ御楊弓 刊カハ十三ノ九 ニ永記 元禄三年二月三日午刻着
、やうくゑ 或様也 ら二ノ三百
容斎 寿 二ノ十九 明治十一年没 九十
、羊羹 らろ三ノ廿九
様器（古栄考）陶器ヲ云 類新上廿六
やか
一

窯手修内司ニ遣青器ニ名内窯ニ云
今案ニ秘色窯器是を此方の古ハひそくのつきとよへり
二云姥をの法秘色の所に之をおちまち候

十
揚名介

河海抄 夕顔 筆本
やうめいのすけなる人のいへなゝん
伊勢物語云 揚名介也 源氏人のなる官也
橘経臣 揚名介 道中 揚名介之〔注之〕紫式部限源氏人記
右大臣 源氏の一部 揚名也 此所 [illegible]
揚佐長隆母に揚名介なり とりもちて見ゆるまゝの
首 道理もなし
此ことゝも 不審 蔦菌 名に不審 源 菌院 [illegible]
記 給 [illegible]

窯于修内司造青器名内窯云々
今案ニ秘色窯器是を此方の古へひそくのつきといへり
河ニ秘色の法 秘色のかはらけにそえちき窯

揚名で入

河海抄名義

これ光

惟光 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible] 揚名介 [illegible]

[illegible]（大条延羽 [illegible] 天暦十年二月廿日着 南何文範朝臣申 揚名介 所 [illegible]）[illegible]

藤原 [illegible] [illegible] 任 [illegible]

平 惟光 長保 [illegible]

大江 [illegible] 寛弘 [illegible]

菅井 [illegible] 寛 [illegible]

[illegible]

[illegible] 惟光 [illegible]

揚名ノ丁 湖月抄 夕顔の巻 六丁ウ 平尺 五十才余 尺四十四丁

河海抄 揚名介 十丁

十丁 又

原中最秘抄 行阿撰 上 八丁

やうめいのすけの事

一云 諸國介也 又云 無所是之任 除目ニ作名簿也 其説

[illegible] 車持之類也 又信西云 近衛之外也 不預公廨

云々 或云 山城介也

[illegible] 揚名 関白 有 [illegible] 近来 [illegible]

[illegible] 之由 [illegible] 云々

昔 東三条院 法興院段御 女國御院后 [illegible] 揚名介 [illegible] 御 [illegible]

[illegible] 申 [illegible] 了 [illegible]

以 [illegible] 之 [illegible] 了見 [illegible]

源語秘訣 [illegible] 五丁

やうめいのすけなる人

[illegible] 康保 [illegible] 七月 [illegible] 宰相 中将 延光 奉 [illegible]

執奏ノ次第ニ云上廿日本家病発給テ而ニ左京佐ノ理云
高声ニ読給田中ノ井戸或依用ニ之左衛門尉（師氏）又其
云今日候殿上ニ急ニ泳蔵ニ殺鏡所尋其旨ニ候事
者子孝良彼之ニ此年古人悲歎所存ニ頗以不
使所由可尋陰陽ニ之也然ニ而何所行ニ公事ニ中之
往代聞ニ武陰暴悪之主来ゾニ相乱ニ君然し
召外感不善ニ事競風ニ昇ニ至ニ之ニ於手今然
云萬納言（伊尹）今ニ是大納言ニ之ニ入道後如此得ヲ兄部卿本
云明日陰陽一所ニ為尹（師尹）与ニ萬大納言（在衛）ニ陰宮早ニ之而
傳承云ニ陰陽宮ニ早可行ニ候也ニしるし也
今案ニ宗泉天皇ハ民部卿（元方）ハ怨霊ニよりて
指讀ニおかしまし冷泉院ハ感の人にて（一説也）内裏ニ
是を本のゑを陰宮をしかハ常（実頼）ニ時同ふ

ゆ有ちうつ人ゑへしなけし故ニ迷惑しけりて陰陽
あるにくやあらるけしと犯をられける
来部元犯ス天暦ノ国内日ニ一条陰陽召ニ一労書
凛ニ件陰陽書ニ云
致ヲ要略（惟宗允亮撰）巻二十七云陰陽人之僕従不可以為
廣但陰陽師陰陽頭ニ率ヲ従ニ之日依例僕従
所可刻裁為帯ニ陰陽一若可刻裁者云云
今按陰陽の二字ハ陰母の女子に限りて陰陽同ふ
と清濁ハの字まてり又陰陽頭陰陽寮を以て
陰陽ハ昌名をうりと見え也たとへハ何れも
職ニまにも云て得るも我々陰陽女ハ不得
敘位ニ[illegible]
て本[illegible]寛弘三年陰陽[illegible]晴光

ガラス使用

揚名介申文まて左近権介に任せらる近年改定
同二月除目執筆（後京極摂政）自給申文有京良
与揚名介しまりて山城権介の任せらる思召
左大臣執筆の自給にも文を続して左近介の
任せらる後に書きひ侍れハ左近の介ハ揚名也
他人の介に任せへらるゝ位記ハありけり

本朝事始（信西作）上之
揚名馳國之官 并 馳官之分
常陸（介已下） 陸奥（守以下） 筑前 筑後 豊前 肥前
肥後（右者守以下）
刑部省（卿以下） 弾正臺（尹以下）
摂政関白

やうでう 謡曲 清経 序より やうでう取出（抜き）
やうでうハ 横笛の 譜にまして 抜きとる 高砂 勝篇 やうとかへこしとなり

ヤ井

㋳ノ

屋遊（ヤノヘノコヲ 卯廿ノ廿三丁）

矢野玄道翁 古河守彦翁紀行十ノ三二

矢羽 （小一云） 良十ノ五又六ノ廿七 宿三十ノ九四頁

（一 小一云 矢タカ八文 アヽノ面）

矢ノ羽ららるゝ 叙

矢ノ根のこ 訓見要説

矢ノ根抜菜 （六ノ廿七）

矢ノ根取図 良十ノ廿五

本白
妻黒
大中黒
小切生
妻白
本黒
大切生
白らスへら

ヤ廿

ヤノ

ヤオ

矢三口　矢ノ三八

ガラス使用

（ヤク）

やくる四九下二段 囲一

やくさむ四九下段 國上 神代

錦貝（ヤリノイタラカヒ）和十九ノ七丁

櫓（ヤグラ）和十ノ十丁

籥 和十四ノ十丁

燒鹽（ヤキシホ）乃 五ノ八ウ 急曹 衍燒（ヤキル）五ノ八ウ

菜王 犬ノ異名ハ名ハ那也 梅花 [illegible]十九ノ九

薬師如来十二神将 日記卅三ノ二五丁

蟹ヤク葉 ふくろの内にて三度 桑 [illegible] 続千載中 あまのいりやくとはかうふるをやつむ

ヤ [illegible] 二十一ノ十ケ [illegible]

ヤ [illegible]

[illegible] 二十ノ [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible] 日二ノ三

[illegible]

ヤオ 矢音 （二十ノ卅八）

ヤノ 矢ガリ （十九ノ七）

矢口餅 （初ノ四 麦ニ作ル）

矢口十字 （初ノ四）

ヤリ

薬医門（[illegible]ノ廿） ヤグラ 繁一ノ三 谷倉ノ義 [illegible]シ云 修多 [illegible]

薬味（[illegible]ノ三） 兵庫 紀 箭蔵ノ義

薬研（[illegible]ノ廿七） 薬鑵（[illegible]ノ九六）

、薬籠（[illegible]ノ三 [illegible]） 薬袋 布 [illegible]ノ四六 手箱 用し

訳 日二ノ三

摭久見 今二五七 火三三

摭久人、錦貝（[illegible]） 火三二 今二五七

疫病除守札 今三ろ三十

疫病神（[illegible]ノ工）

疫病ヲ除ク薬 [illegible]

厄年 [illegible]

厄落 上七八

役役字 巻ろ六上

やりひらき 長サ 枕七ノ十八 江戸[illegible]ノ九 螺[illegible] [illegible] 夜久螺[illegible]

、山鳩色 今ろ五

、山桜戸 若紫 [illegible]

山彭愛 [illegible]一ノ七 [illegible]

やくどし

園性異集ニ 祈勅書 弘仁天皇御厄書 見えたり 四十二の厄を世俗（[illegible]） 相傳ニ見えたり 四二（死）の音を忌なり 下二十三の厄は（三序ニ見ユ）諸書ニ見えたり 三三（散々）の音を忌なるへし 今俗男子は廿五 四十二を厄とし 女子は十九（古昔ニ見タリ）三十三を厄とせされど 陰之衰絶ニ害ありと 三十三の重厄のつくしるといふ 源氏物語ニ（[illegible]） 三十七歳を女子の厄年と見えたり 拾芥抄ニ載する所の厄年 [illegible]あり 太一定なるの厄年四十五あり 揮塵録ニ 朝名公多厄難 六十六 韓忠獻 欧陽文忠 司馬温公 王荊公 蘇翰林 而秦師垣亦然 などといへり 異拾[illegible]ニ [illegible] 下上之人大忌 若加七歳 十二歳 二十五歳 三十七歳 四十三歳 五十二歳 六十一歳 此人之大忌 不可不慎 安也 慰則病行矣 失則憂矣と見えたり 三十三 四十二の女男 [illegible]を厄と云より 又四十二は陰数 三十三は陽数也 貪狼 [illegible]所の数の[illegible]を取て大厄とするといふ [illegible]男は陰を

忌む者は傷を忌むといへる解砕除の凡にて冠笄の吉礼にも
男女は得年をと云ふ女をも齋日を忌むといへり禍福命ありと豈
俗忌に従ひてこれを信ぜんや

度厄 厄はらひ厄おとし

玉燭寶典 元日至
晦為酺食度水士
女悉湔裳酹酒
於水謂之ーー

神仙傳 人生各有
厄會到其時若
易名字以隨元
氣之變則可以
延年云々 厄をのがるゝ事を見るべし

雲笈七籤 太清
真人大丹 三十四種
一ー一丹
參同契 老翁
復丁壯耆嫗成
姹女改形免世厄
號之曰真人

佩𩃋府 厄 𩃋府の如きもの身につけて厄を避るなるべし

囏厄 周禮地官 鄉師以歲時巡國及野而賙萬民之ーー以王命施惠
（注 ーー饑乏也）

當阨 注 是時ーー

漢厄 漢書路溫舒傳 溫舒從祖父受歷數天文以為ーー三七之間
上封事以豫戒 注 自漢初至平帝二百十一年

災厄 漢書谷永傳 遭無妄之卦運直百六之ー三難異科雜焉
同會 范曄戒子弟書 戒爾勿多言多言衆所忌苟不慎
樞機ーー從此始

老厄家縁 一十七才嫉妬太皇太后鴆殺密かに何れ以法友を窺
大使史都叢とありし桐して此人も身ぶ老子孫をたヽと過す
吉人山形の上とか人命の長短をとかし此都書云三十三有厄
厄しに無畏とかへり法支正居を年病絶ニ諺家一時年卅二験之
果如於老等之言

免厄 西征記 辛而不詳 遂而始得 南原上有厄井傳聞符堅敗時逃此井追軍至
從井中一欧故得ーー因名ー厄井ー
此類云の依水とくるる

とれも厄年の見ゆる始なる

やくどし

靈樞 陰陽二十五人篇第六十四

帝曰其形色相勝之時年加可知乎 竹中通菴敬要語云此問似輕易有年數之所加為以下
故伯所若之義甚珍異也 岐伯曰凡年忌下上之人大忌常加 年忌者當其年之運
大有忌凡人先以七歲為厄年加之九歲而十六歲則厄年
也蓋七少陽之數易變加老陽之九而為厄年如下文是從
下而上之義故曰下上之人各加九數為忌年故曰常加

七歲 凡人厄歲之初 十六歲 七歲加九歲為厄歲 二十五歲 又加九歲大厄 三十四歲 我俗言三
十三歲女子厄歲 四十三歲 我俗言四十二歲男子之大厄歲又四十一歲
四十三歲前後厄歲故言夫子四十二歲退而修
詩書礼樂豈必 五十二歲 六十一歲 一甲子周終還初華甲一周矣 黃魯直六十一歲卒豈讖之乎

皆人之大忌不可不自安也當此之時 七歲十六二十五三十四四十三五十二六十一為此七箇歲之時也

無為姦事是謂年忌 當以上七箇年之忌歲則雖敬勤病患易感 況慢放為姦事乎 姦邪也 姦也邪則
人災至係則病自生豈可不慎乎故是謂年忌

禁秘鈔上 廿五則 毎月事 云々 七瀬御祓陰陽師進人形 云々
侍臣各取之向河原代厄（一本作）具之 云々
公事根源 廿八則 大寅（ガイ）内祭 これも月ごとのことと陰陽師を
中おこなはするを承給く 功能あるまじ 董仲舒が祭といふ
あそびなり
三十九 代厄（ヤク）の祭
それ月ごとにおこなはるまつりは膳（ゼンブ）母の法とかやこれもおなじ
しき祭なりみせなり

董仲舒ガ陰陽師のまつる祭とも
ト云ル条ニ代厄見ユ
ころ火ハ次ト見ユ

字典
厄 玉篇 廣韻 集韻 𢊁於革切 同厄
（韻會小補）戹 乙革切 說文 戹 隘也从戶乙聲 徐曰 戶小門也 廣韻 災也
增韻 又𡰪阻 難也 又困也 漢 季布傳（史記 字典） 兩賢豈相戹哉
史記 范雎 散家財物以報所嘗困戹者 或作厄 通
作阨 子字 阨 窮戹而不憫 周礼 地官（字典有云字） 賙萬民之囏阨（戹字典）
又韻 叶乙得切 王逸 九思 悼屈子（屈字典）兮遭厄 沈玉躬兮
湘汨 何楚國兮難化 迄如今兮不易

佩文韻府子 斜
あはし見えたり
字彙三ノ意 雜字也

四十二ノ子 分紀 統之絵傳
七十三 水滸傳
十二 第十 幼 佐子良 百
廿五 日 水紀
卅七 酒氏 之見 百

卅三 水滸 卷之二 見エ
又同 卅四 夏紀
太一 定分の十五。
廿一 とも云 筆記
その見ユ

五雜俎 七歲 十六歲 廿五歲 卅四歲 卅三歲 五十二歲 六十一歲
佛說灌頂 十二 菩薩 經（續ニ引） 十三。廿三。卅七。卌二。卌九。五十三。六十一。七十三。八十五。九十七。百五 （揮麈録第三引）
拾芥抄 厄年 十三。廿五。卅七。卌九。六十一。八十五。九十九
太一 定分 十九。廿五。卅一。廿一。卅七。卌三。卌九。卌五。五十二。五十七。
六十三。六十九。七十五。八十一。八十七。九十三。九十九。百五
新安 諸明風太一 定分 五。廿七。十七。廿五。廿九。卅九。四十一。四十七
五十三。五十九。六十五。七十一

卅二 文能字ぃ
辛六 揮麈録

晴明流太一定分
五歳 十一 十七 廿三
廿九 卅五 四十一 四十七
五十三 五十九 六十五
七十一 七十七 八十三
八十九 九十五 百一
尤三十六歳ヲ忌
七十歳もなく

やくどし

今世俗に男は二五女は七九を厄年として二五七九の年々にあるを

ことに厄どし慎む本據なしといふはひがごとの俗説なりあらく

十三歳より始りて五十歳に終りて五十以後は厄年なしと云も非

なり猶厄年の正説は拾芥抄に 下末 八卦部第卅四（卅四丁オ）

厄年 十三 二十五 卅七 四十九 六十一 八十五 九十九

太一定分 三 九 十五 二十一 二十七 卅三 卅九 四十五 五十一 五十七 六十三 六十九 七十五 八十一 八十七 九十三 九十九 百九五

と見えて厄年といへると太一定分の厄年と二種あり（コノ餘ニ厄月ノコト見エ）

（此厄年ノ要ニアラザレバ説出ズ）古書どもに随ひて其事實の見ゆる大かたこれにあへり

源氏物語薄雲巻（十七オ）くちをしういぶせくてすぎ侍ることゝ

いとよわげなり卅七にぞおはしましけるつゝしませ給べき

御年なるにはれ〳〵しからで月ごろすぐさせ給ふことだに

なげきつるに御つゝしみなどをもつねよりもことにせさせ給はざり

けることゝいみじうおぼしめしうちにもこゝろぞおどろきてよろづ

のことをせさせ給ふ

卅七は慎む女院の御年 細流抄に女院の重厄也御祈祷おはし

女のつゝしむべき年（ト見エタリ）よろづのことトハ祈祷なとをいふなるべし

若菜下（卅五ウ）ことしハ卅七にそなり給ふ　云ゝ　ゆかりのりなきとつゝしみ給へと
アキてことしハつゝしミ給へ　云ゝ
（こゝに出家上の事尼なり落をめ比とわしまし）

日次記　十七の年ヨ康治三年。三月五日の条ニ又始ニ聖観音ノ護摩ヲ願趣
同上　但加ニ祈今年ノ平安ヲ但護摩ノ者今年許可候也厄年ニ也　依ニ
（これ悪左府卅五歳の時にとそ）

榮花物語　かやく為年まて　よ　ことしそ十三にあたりをめぬる　ことこそし
か人のつゝしむへき年にもありとて　御物忌ともいとしけくしてのミて
それはそそ
上件十三。廿五。卅七　なとって厄年とあるまあり

建保六年戊寅正月（のそうり、寛元三年辛卯三十四才あこ）
是歳　發菊形號　首途家　十三歳之　御息三虎（保暦同記）其生年月時
皆値當因名馬　思議　康元元年八月薨　年三十九

朝野群載（三ノ巻と十五ノ巻とはおなしふミをのせたり）
後冷泉院諱親仁
万寿二年乙丑八月三日
御降誕

謹上ニ　泰山府君都状ニ
南閻浮州大日本國天子親仁（御筆）年廿六
獻上ニ　冥道諸神一十二座ニ
銀錢二百四十貫文
白絹一百二十匹
鞍馬一十二疋
勇奴三十六人

勇一作男　勇永久都状作労
寛徳二年四月八日即位
御年廿一　永承五年ハ
御年廿六也

右親仁（御筆）謹啓ニ泰山府君冥道諸神等ニ（尊イ）御踐祚之後未經ニ幾年ニ
而頃月蒼天為變黃地致妖物恠數々多相紛々（想イ）司夫陰陽勘
奏不輕其徵尤重若非ニ冥道之恩助ニ何攘ニ人間之凶厄ニ哉仍為

廿六は定めたる厄年
にあらぬ次陰付の
厄なり

ガラス使用

攘禍胎於未萌、保福祚於将来、敬設礼奠、謹献諸神、昔
崔夷希之祈東岳、延九十之算、趙（逋イ）頑子之奠中林、授八百
之祚、古今雖異、精誠惟同、伏願垂彼玄鑒、答此丹祈、拂除
文尼、将保寶祚、刪死籍於北宮、録生名於南簡、延年増
算長生久視、謹啓

永承五年十月十八日　天子親仁（御筆）謹状

謹上　泰山府君都状　（朝野群載 十五ノ巻ニメ三ノ巻）

二合日本國従四位上行右中辨兼備中介藤原朝臣　年四十五
本命庚戌
行年庚戌

四十五は太一定分の厄年なり
永久二年甲午四十五なれハ延久三年庚戌の生れなり
指夢抄云八卦行年男自丙寅ハ順計女自壬申逆計、假令有五歳男自丙寅順計者庚午為行年女自壬申逆計者戊辰為行年
自丙寅ハ四十五年即庚戌年也

献上（『三巻十三』）冥道諸神一十二座
銀銭二百四十貫
白絹一百二十疋
鞍馬一十二疋
勞奴（上文作勇力）三十六人』

右某謹啓泰山府君冥道諸神（等年巻）尊夫、信至高者天神憐之、慎
至深者地祇護之、某官帯右司郎中、位昇大中大夫、是則跼天
蹐地、仰神敬祇之故也、重祈冥應、更備清奠（イ作宜イ作莫今以意改之）、聊薦黍稷之味、
以聖明（望イ是）徳之馨香、伏乞加級如思、昇進任意、踏蘭臺而攀秋月、
歩槐（棘イ是）路而接（接イ是）青雲、於趙氏之延算、誠是天應、此魯性之祈息

跼天蹐地当作跼天
蹐地、詩小雅謂天蓋
高不敢不局謂地蓋
厚不敢不蹐、局本又
作跼、曲也俛也促也蹐
累足也

蓋成地望息災延命人家萬福謹啓

永久二年十二月廿三日從四位上行右中弁（兼備中介イ）藤原朝臣謹状

謹上（朝以下十五字恐ハ注ニテアリ）閻羅天子

銀錢　二十四貫

絹　十疋

鞍馬　一疋

奴　三人

右　延年益算　送上謹状

永久二年十二月廿三日從四位上行右中弁兼備中介藤原朝臣　謹状

自餘五道大神　泰山府君　天官　地官　水官　司命　司祿　本命

同路將軍土地靈祇家親大人

已上十二通同前勤（勤）之

（朝野群載十五巻）

陰陽寮

治暦二年歳次丙午　御忌

御年卅三

遊年乾巳（在坤）　福害在震（○本作壬辰按拾芥抄以意改之下同）　絶命在坎

鬼吏在震（○本作丙辰）　生氣在艮　色黄　養者在離　色赤

行年在戌（戊　戌乃　○或脱戌字乎）

小衰（○以意改　本作午）　六月十九日　七月六日　十二月二十五

治暦一（○以字補）未年　正月十二日

治暦二年ヨリ三十三年クリ上ニハ長元八（七）年乙亥（甲戌）の誕生とみエタリ

○三十三は太一定分の厄年なり

○後三条院長元七年甲戌七月十八日御降誕　治暦二年のは皇太子にてましませり

御の丙寅より計て八卅三を戌戌にあてらるなり

拾芥抄　小衰六十二月十三日（十九日）

とみる節よりみて計十三日

とみゆるをとかるへし

梵本祢大尼　二七月（三八十日）
とうんも二月七日の節より（不可光行）
許テ卯三日卯八日卯十日をと
いやうや治暦二年七月の二か
節中一十日あつ、それより卯言
十日まる〳〵卯八日十五日まるより
卯十日　十七日まる〳〵より
二月の節中　三日より
卯二月　六日　卯八日　十一月まである
こゝに試みるのに於いよく云る

大尼　二月六日（十五日）　元日　十一月（日凡）　不可光行　七月十日

衰日　卯　酉（本尾同校指并改）

壊時　卯　酉

十五日

一寸先生灸

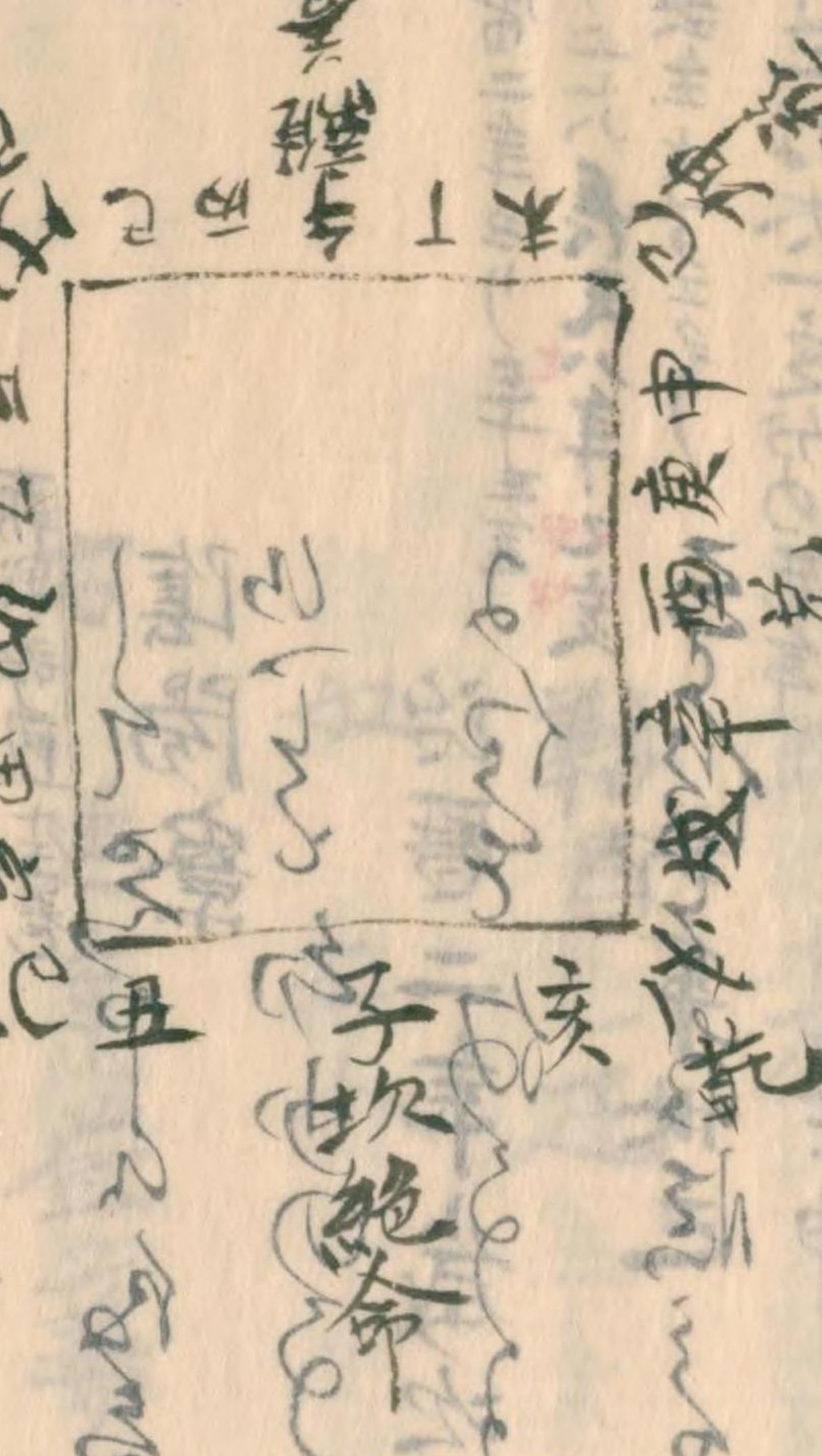

右明年正月三日立春　正月節　然則従彼日可用件御忌
日ヲ　又小衰大尼月日数随其氣勘申如件
治暦元年十二月　十日
陰陽師　安倍光基
陰陽師　伴　實義
陰陽師　大中臣公俊
陰陽師　惟宗經基
陰陽師　菅野法親
陰陽師　枝滿
小屬　惟宗忠京
小屬　惟宗
小屬　清科行長
權守允　賀茂道宗
權少允　惟宗義俊
允　大中臣　役
助兼權暦博士賀茂朝臣道言

ガラス使用

[illegible] 權助兼主助權陰陽博士安倍有力（脱字未詳）

[illegible] 頭曆博士安藝守賀茂朝臣道清

甚於申云 本命日ニ二種アリ 或ハ以中二年ヲ（生年）為本命ト 或以生日ヲ為本命ト

光支干相備テ（陽支備ル）為本命 [illegible] 以支内法本命ト為宮主ノ

降誕以當為本命 世俗寓説 宮光按云 上子見宮為本命處

ハ支干ヲ相備テ本命ト称スル也 但[illegible]生年本命ト[illegible]

生日[illegible]

朝野群載廿一

犯土禁忌

勘申 陽里犯土禁忌并數事

陰陽書云 居郭邑内者 土氣去宅卅五歩（卅推歩） 若為[illegible]

一區ト過之外 土氣不害人 掘把起之 深過三尺者

不満三尺者 無害 本命法云 福害絕命鬼吏五墓之鄉 去

舍三百步内 雖身不往 害人作病云々

今案陰陽犯土大將軍王相尊方忌卅五步内（四十五步）御忌方（八卦方忌）

百步内 三百步者 四町余也 但自身犯土造作者 不論遠近 猶可忌

之 仍以勘申（以上右朝野群載三十四）

天延二年九月七日 主計頭賀茂朝臣保憲

右[illegible]下未サテ

文選 運命論（李康） 昔聖人受命河洛曰以文命者七九而衰以武興者

六八而謀 （七九の厄とやうすちやぬるらん）

南史 巻八梁本紀下第八世祖孝元皇帝（承聖三年十一月辛未魏人戕帝云云 進出書囊而覩之ヲ）初従ニ劉景ニ受相術ヲ因テ試以年ヲ

昔曰未至五十當有小厄禳之可免帝自勉曰苟有期會禳之何益及

是ニ四十七矣

（コレハ承聖三年十一月辛未西魏害世祖ヲ遂ニ崩ス時年四十七ト梁書ニ見ヘテ）

厄ノ運ニアヘリシ 禳ハ可禳リシヲ イラザルウデダテシヲモテツヒニ ミニカリケルイトアサマシ

土囊まてころとどるナ 是よりさき 簡文帝もえうちうきそは 南史巻八

ノ梁ニ帝ヲ酒をのませて酔せて寝ける所ヲ 備とえる者 進士書囊ヲ 王修

纂ナトゑるもの 坐上ニ ハ 乃崩ス とかれ侍り 梁書四ノ五ウ 土囊ニ作ルハ誤

しいとをもきあさまし

漢 路溫舒傳 （廿ノ十九ウ）

漢厄三七之間 （張晏曰三七二百一十歳也 自漢初至哀帝元年二百一年也 至平帝崩二百十一年）

隋書 巻四十九 牛弘傳ニ 書ノ五厄をあけ侍り 秦 焚書ヲ 一ちなり 王莽之末

長安兵起宮室図書並従焚燼 二ちなり 孝献 西京大乱一時焚蕩 三ちなり 晋ノ世

劉石憑陵京華覆滅 四ちなり 周師入郢 繹悉焚之於外城 所收十纔一二 五ちなり

と云ありしハ本書ニ能てみるへし 宋ノ秘書丞王儉依ニ劉氏七略ニ撰為七志ト

梁ノ人阮孝緒亦為七録ト 總其書数三万餘巻 及侯景渡江破滅梁室

秘省ノ経籍雖従兵火 其文徳殿内書史宛然猶存 蕭繹拠有江陵 遣

將破平侯景 收文徳之書及公私典籍重本七万餘巻 悉送荊州

補

[illegible]

[illegible]

[illegible]

別ニ出スベシ

门

故ニ江表因居因斯書曰二十三帖ニ放繹矣（おもひくしるに居のあふり一日一巻をよむしてもおよそ二百十四帖を読されは八よくつくしかくしこを五尼のあまりそれ増減せゝまあり）

【後漢書】列伝第二十上 蘇竟伝ニ 夫孔丘秘経ハ為ニ漢ノ赤制ヲ（秘経ハ幽秘之経即緯書也 赤制解見ニ郎顗伝ニ）玄包

幽室ノ文隠事明（包ハ藏也言緯書玄秘ニ玄 幽室ニ文言微隠ニ事甚明験）

【同】列伝第三十下 郎顗伝ニ 孝文皇帝綈袍革舃木器無文（前書曰孝文帝身衣弋綈ノ足履ニ革）

舃ハ只木無文 衣縕無文　リンチ節倹なれかそ 只木も文はいとなし

【月令広義】（五ノ卅四オ）正月令 度厄 （玉燭宝典）（說郛 二十九收之）元日至ニ月晦ニ（郛作是日）（郛無）並ニ為ニ酺食ヲ度ヲ水ニ（郛也）

士女悉ク湔ニ裳ヲ酹ニ酒ヲ于水湄ニ（湄 郛）以為ニ度厄ト 今世人惟晦日臨ニ河解

除ス婦人或ハ湔ニ裙ヲ

○歳華紀麗ニ進酒降神ス（元日の条）湔裙度厄と標して玉燭宝典を引て云 今人元日至晦日ニ並ニ為酺食 度水 士女悉湔裳 度厄 元日ニ

とよりまろ 晦日のあまりはりまそれ擲　酹酒（玉燭宝典曰）

至晦ニ並為酺飲 渡水 士女悉湔裳 酹酒於水濱ニ 又臨ニ

河渡ニ厄と云々 文字の異同あり

㋳

【法師】此住まうしけるを まうされけれは おもふとや住まて侍りけるにて まつされめより まても まつさも見るかたきてもりとそ

やうの人さへのある住と老める身はくるしかりけり

けふひちん まうされける

【後拾】荻の葉も やうてそよく秋のかせ なと庵の内のおとなはるらん　恵慶法師

【人丸】やまかくるとらのをもおほくるかはやますへうとをおもひしとそ云

ヤ、

(ヤ)

峡（ヤマノカヒ） 和一ノ三丁

山神（ヤマノカミ）（ヤマツミ） 和二ノ十丁

山形（ヤマカタ） 和四ノ十七丁

日本琴（ヤマトコト） 和四ノ廿二丁

赤驊（ヤマトリアカケウヘ） 和十七ノ三十ウ

樝子（ヤマナシ） 和十七ノ三丁

楊梅（ヤマモヽ） 和十七ノ四丁

鹿心柳（ヤマカウカヤナキ） 和十七ノ五丁

山芋（ヤマツイモ）（ヤマノイモ） 和十七ノ七丁

大薊（ヤマアサミ） 和十七ノ十丁

山雞（ヤマトリ） 和十八ノ十四丁

鳩（ヤマハト） 和十八ノ十五丁

玃（ヤマコ） 和十八ノ九丁

蟒蛇（ヤマカヽチ） 和十九ノ九丁

麥門冬（ヤマスゲ） 和廿六ノ十五丁

款冬（ヤマフキ）（ツハキ） 和廿ノ十五丁

やく

黄精（ヤマヱミ）和廿ノ十三丁

巴戟天（ヤマヒヽラキ）和廿ノ十七丁

狼毒（ヤマノカ）和廿ノ十七丁

防葵（ヤマナスヒ）和廿ノ十七丁

当帰（ヤマセリ）和廿ノ十六丁

知母（ヤマシ）和廿ノ十六丁

仙霊脾（ヤマトリクサ）和廿ノ十九丁

藜蘆（ヤマウハラ）和廿ノ十九丁

白歛（ヤマカヽミ）和廿ノ廿丁　典薬式　白薟トカケリ

蜀漆（ヤマウツキノキ）和廿ノ廿九丁

磴道（ヤマノカケチ）和十ノ十八丁

山茱萸（ヤマハシカミ）典薬式　又イヌナハシカミカウハシカミトヨメリ

辛夷（ヤマアラヽキ）和十六ノ十九丁

山跡乃国者　万一ノ七オ　山常庭　万一ノ七ウ　八間跡能国者　万一ノ七ウ

山越風乃（ヤマコシノカセノ）万一ノ八ウ　山越乃風乎（ヤマコシノカセヲ）時自見（トキシミ）万一ノ八ウ

蓽茇（ヤマヒヽラキ）典薬式　ヒヽラキヲヤマヒヽラキトヨメリ　蓽茇ハヒヽラキ　巴戟天ハ山ヒヽラキナルヘし

山里は伊勢語

東山を

山さくら

山路菊をよふ　らき[illegible]

仙人のさとすみかとよる家

○山振〳〵　袖中抄廿

○山のをとけ　袖中抄廿

山姫

山萵苣　みゝ木

川ちさ

○山ころ　袖中抄十

山もとのをろの読

をろの[illegible]を読けり

大和を[illegible]て[illegible]

山吹は歌の[illegible]

○山うつ　袖中抄九

[illegible]

山ふりの[illegible]

山科の木幡の山まて[illegible]　天智天皇

山路分　[illegible]

山科の[illegible]の石　[illegible]

山々を[illegible]

同　[illegible]

山田のさる　[illegible]

山寺ニカキコもん　後十七

ヤマトナ
和名

山城

大和

ヤマトコト
和言 男

山下水

山際

山かつら

山藍

山桜

山路

上巻

順集 あまの河の雲裁舎の歌のおもうきたるし師の君へ玉のをとうちよし人の（絶えぬ）ぬくつきあれど玖のしる言と文やまと名をいひつくすをは

（そへていはゝ）家持らをこゝにしてみあそしみを玉のをかやは結ひことたへき

人丸集 やまとうち あめにつちにあらはす風さまの音の色やたゞ吹くその花のおくる紅葉

（やまと）ふるさとは家やあとかんとすへの花ものそよとさむるあはれなる
（ふる里の 家持古今にもあり）

千載序 やまとことことは 俊成卿古今序
俊成卿の歌にやまとことのことのはをと言

石上私淑言下 やまとことのはの家は

後拾遺 哀 足引の山下水は行くよとの山のまにまに流れる（もり）男

拾遺 哀上 人しれずこそ思ひあり（し）山下の水（の）はなかくも 男

廿集 山桜（の）吹たる（ものは）
山桜をみて（ことのみ）いひもなくはしのなきも来ぬ

萬葉 ありの山かつらかすみまとはれ（人さまに）おろさまそてた

帖六 さしもおらじ足引の山路の（雲は）山のはるや流れゆきつらん 男

忠岑 そのさきにぞ（やまふき）やまひのきものをけふふりて 吹るらん

家持 手をやまとたむけおきてゝ桜をちりちる人のあはれくいや

山井 山藍

拾冬 山井はこほりのこほりたるを
足引の山ゐの水は白雲いとはる衣の心ちはあはれ せせ

家 新勅撰（歌） あしひきのまつり
やまとゐをすゞしき水の葛かれはちらくさすは袖るつらん 言 男
（やまゐの衣 文治文和）

新古今 此の君の舞人はまでもふくをたらしてかざりし 定家卿
衣の山井の水のゆき身にしむる上のまそゝぎ 俊信卿
　又
むかしへの山井の衣なつかしき忍ぶらむ袖をぬらしなみす

源氏夢浮 さらば見ん山ゐの衣をたちぬはむ（神にかけて）もつくらん

清少納言 足引の山ゐの水のこほれるをいかなる紐のとくるなるらん

夫木集 拾 源宰相に寄る（山ゐの衣）をとゝのへすそのあをゐ
を給ひまするよしみられてやまゐをたちめでこれりの袖は
かざりなくとくとはされと足引の山ゐのあはれそと詠る

山吉

山ぐち

山鳩

大鏡 山吉のよろしき御（衣）飾るることくせ家のやまゐを

太木 山鹿なる 十数丸の 寂蓮法師
この内も狩ころもやまと山どりのつきのふくろをむすぶいほのやど

帖二 因幡 足引をあまと（ふる）雪はふりけれど峰はこれを 君まつの枝を

河海抄　若菜上

和琴　和名曰　日本琴　万葉集皆用和琴二字也

末止古止譜序云夫和琴者依為本朝之詞累代不載漢家之書籍上

始自神皇下至于人倫之会公宴之庭私遊之時無不相携乃但云調

子云拍子暗習音曲不傳寫譜云々又嵯峨天皇別書此曲傳之尚侍

廣井女王云々後頗中絶承和聖主深好神琴召慈賀善川於階下

習御其曲左大臣源信卿同習其曲于時相坂辺有一蟬哥翁尤長此

道仍遣右近少将良岑宗貞時令傳其手又貞観聖皇召為京盤

井等習御彼時貞保親王蒙勅命頗作其譜也延喜聖主極絃管之

妙貞中和琴尤長更付絃於兵部佐為京敦忠郎習得其朝臣薨

後天慶聖主勅命云諸式部卿親王（許可云）若又左大臣雅信公為

彼親王弟子得深傳此曲以律大納言時仲　参川守経札雅楽絶字笛

云後無原以部敦雅君以範基朝臣授給之不絶矣　もとも兵部尉

經尚侍と云也

或説云和琴の塞龍ハむらのをもてかみにあらしてこれを神楽にもち

ゐるを今人ことりつくりて四りくとやつくれるをいふ然ものの聲ものの

みるさしきし数ふるにをにとめ二の緒をもととけりとぞいふ

[illegible]

ガラス使用

しらべさる之、時昔から扱ひし

○建武年中行事（後醍醐天皇宸作　群書八十五ノ六十九オ）内侍所の御神楽、あそびなどハ常のごとく、和琴ハ拍子とられ、笛の音誘はれ、きゝぐるしき行ひなりや、

和名抄　日本琴　萬葉集　梧桐日本琴一面　天平元年十月七日、大伴ノ淡等（たびと）附使贈中將衛府房前卿之書所記也、
（体似箏而短小、有六絃、俗用倭琴二字、夜万止古止　有鵄尾、琴ノ上此乃手古止、倭琴ノ首造鵄尾之形也、）

源氏　十九オ　いとゞ和琴ひきよせられて

古今要覧稿抄　器財部第七　やまとごと　日本琴

やまとことハ神代の製作にして（体伝抄）まさに他国より伝へしものならねば、されハ日本琴ともいへり（同上）伊勢物語ハさらなり、源氏物語をはじめ伶倫の役を以て（和琴弾同図）ひきはじめていはひしなりや、東遊をつたへて天鈿女命の天香弓を立てならべ絃を叩きしに起るありけるを以て見ハ、ふけてし以て（宮調）延ちれハ和琴を治楽に用ゐる

第一絃を黄鐘とし、第三同音、第三より第二絃ノ林鐘を生し

第二絃より第六絃の太簇を生し第六絃より第四絃南呂を生し第四絃より第五絃仲呂を生ず、出して六律なり（鎗鐘）この六律箏琵琶笙笛篳篥と同音なる時ハ其の源又同しからて、されとも和琴ハ京都にて造藪二家の外ハ多く秘するのみにて他に伝ふることを、あさましくは其の沢あることをしるおよしと

(東) 山賊も 八ノ三五

山影曼 五一ノ十九 丑之巻

山猿戸 若紫 巻大三ウ

山家出 新社 日向子廿七ノ三ウ

大和魂 黒氏ノ一ノ説ク詞ス 未俳芳 新続二ノ三ウ 萩野豪三人 直文

山窟 後十九大成三ノ七オ

山女 山姫 アレビ 梅翠ヒ北ノ廿六ウ

義和説 をとめ云ら 野さえをかくして秋やまとふましひのせ子見ひ

らうしらは つよう係しめ

止ハ 止ん 窗（カビ） 葉石二八二十三 止（キ）背カ又氣ノ人

ガラス使用

ヤケ

焼野の雉子　のゝ焼野ゝ雉子

焼石（ヤケイシ）　男二ノ九三ウ

焼紺文（ヤケコモン）　男二ノ五三ウ

ヤフ
やぶる 四ら他
やぶる 四ら下二自
藪（ヤブ） 和一ノ五丁
射ヤフセキ之 和四ノ十七丁
藪
月藪の上
藪医 蓑ろ十六
藪柑子 貞一下之
流鏑馬 鮒二一八 ら々十三ノ卅三 又二十 又五十ら
流鏑馬ノ三尾 ら々十七ノ廿二
流鏑馬中ゝ書 貞十一ノ七
ヤフサメ作法 貞十二ノ五
流鏑馬ノ始事詞
藪こかうし 十訓抄ノ廿二 長三七二
流鏑馬の終りの事 あ新 五十ノ八一九頁
やぶしてわべ 早蕨二才

(宮)

宇治拾二ノ卅ウ やころちまち あの穴ととの まりやんことをまちヽ訛わん

矢コタヘ 貞十ノ卅七

矢コタヘ 矢サケヒ 春草 言葉草 大嶋草 未来

矢声 貞十二ノ六一

ガラス使用

ヤエ

マテ

ヤア

ヤ二丁

ヤア

（ヤサ）

やさらむ 四声伝 國下

ヤサスカリ
ハ道行成 船四ノ十八丁

鏃（ヤサキ） 船十三ノ七丁

狭下十二丁 ゑてどろのとゝりきゝうろをところでやさしゝ ぞていひちる

ガラス使用

（ヤキ）

膠（ヤキハダ） 和一ノ三十

鞣（ヤキコメ）米 和十七ノテ 又十六ノ十二

鑰（ヤキミルノツキ）函 和十四ノ十三

燒津の
やひつべ
やきしめ
かましめ
かのかましめ

因二 [illegible]をも山吹の[illegible]やまとしの人は見をハヤやまぶきの

ころものいろにすれる山吹

回 [illegible]を[illegible]やまぶきのいろは見る山吹いろ

[illegible]そのいろ

秋夜長物語 あるはさいやくのつぼの（鍼）やまぶきのうへにぬんぬの（忿怒）

[illegible]とる

國 [illegible]やまぶき（椁丸）のをさゑあきつてあそるときあなそのあきへに

ヤサ

ヤサスカリ（八道行成） 今ろ吉 武サー

八八 瑙寛 句玉 文十七 信一ニ三 葉ヌやい

ヤサしえん 十訓上 今物語 （群四八三ノ九 為経尹）

新古今 ニ三 小侍従

新撰六帖 第三 婦須美のてふ乾きまどひスキヤカンノ苑七別当 [illegible]

よろ 松浦宮 左中弁 吉員房 井 [illegible] 三ノ七五

ガラス使用

ヤサ

ヤサ　ヤサスカリ（八道行成）　今昔廿六　武サ一

ヤサシ花人　十訓上　今物語　廿四ハ三ノ九（[illegible]）　物いとやさしきものの[illegible]

ハスハ増鏡句ニ　文十七　住一　六二　黄　[illegible]

新古　三　小侍従　[illegible]

[illegible]　左中次　[illegible]　保元一ノ七五

[illegible]　三河　[illegible]

キタ　和一ノ三十

稲米（イネヨネ）　和七ノテ　又十六ノ十三

キネルツキ　和四ノ十三

[illegible]

かのかすめ

因二　山寺山嵐をも山[illegible]この人は[illegible]やさしきの

こゝろの[illegible]する山[illegible]

回　[illegible]を[illegible]のこゝろは[illegible]

こゝろ[illegible]

秋夜長物語　あるいはさいやくのつ[illegible]の[illegible]のうへ[illegible]の（忿怒）

[illegible]

図　[illegible]のを[illegible]あ[illegible]て[illegible]

ガラス使用

女院ハ山硯ノ焼石左右ノ御簾ニ入てはあつそ入ーせぬよろ

ヤキ

焼石 上四四 ゟ八ノ四四 平家中宮御産ノ条 挿入 井蛙（ヤキタチ） 呂二ノ八ら

焼カガメ ゟ三ノ廿九

焼鮏 蔡十四

蔡十四

嬌（ヤキゴメ） 今廿二ノ卅七 一ラニテ小大根鉋 鳥トモ特冬ノ名也

ヤキオイメ ゟ廿ノ巳 ヤキ塩

矢切ノ但馬 盛三袁 十五ノ卅才

ヤキモノ 磁器 ゟ七ノ十

陶器（ヤキモノくすり） 戸一ノ五冊三ら

燔（ヤキシルツキ） 呂二ノ七三り

ヤユ

ヤメ 疾目 戸廿八ノに七

ヤ[illegible]

[illegible]

ナヰ 鎚皿 [illegible]ノナカ

ナム

[illegible] [illegible]

[illegible] [illegible]

ナキチノ [illegible] [illegible]

ナミノ 音 [illegible]

ナキ大ーメ ナキ[illegible] [illegible]

[illegible] [illegible]

[illegible] [illegible] [illegible]

[illegible] [illegible]ノナキ

ナキ [illegible] [illegible]

[illegible] [illegible]

(ヤメ)

白朮（ヤメラ）典革式古占（和ヲケラ）

矢同 ちらナニノにも

ヤユ

瞎打　江談抄　群四八六中十ウ　勘解由相公昔有下教二瞎打一之術上
有闘乱之倫於暗処打一時以墨塗其掌一故灑二打人之面
衣袖一明旦知其人一以墨而験之云云

ヤメ

（やミ）

やミのうつゝハ[illegible]　源評尺一九
やミにくれて　源評尺一九

ガラス使用

㋳

やしほ四階店　みえ 芦子ふる そりしきねりてやえん白きの中なひえし持ちのそ

紅條（さしいこ）　和二ノ十八丁

海鷂子（ヤシ）　和十九ノ七丁

鏃（やじり）ノ　和十三ノ七丁　あ三十ノ九四四頁　雁俣　鳥舌　蝿尾（鋒矢）　膓繰　丸根

赤楊（やしやぶし）　菓（やしやく）　菴ノ葉）　寿生類）　楢割　鑿根

やしナヒカツモノ　信ろ廿晩　六畜

ヤシ

[illegible]國[illegible]鏡図

攝津国西宮[illegible]鐘図 [illegible] 同上一ノ十六

[illegible]鐘図 [illegible]家[illegible]鏡図 同上二ノ一

[illegible]國[illegible] 同上一ノ廿

[illegible]鐘図 同上廿八

豊後国[illegible]鏡図 [illegible] 一ノ十

[illegible]塔寺八幡宮藏古鏡図 同上二ノ十三

[illegible]國[illegible]村[illegible]鏡図 同上二ノ十七

佐竹家藏古鏡図 出羽国仙北郡金沢村民間所得 同上二ノ廿五

[illegible]國[illegible]鏡図 陸奥国磐城郡須賀川駅伐木

[illegible] 全分

同藏 陸奥国田村郡守山耕田所獲 同上二ノ廿七

七三 同府 [illegible]鏡図 陸奥国[illegible]郡[illegible]所獲 同上二ノ廿九

方今ノ能美郡須天村在可検

ヤシ

矢代ヲ付ルニヒヤウニ附ト云フ　今八七

矢代図　小三己

矢尻　鏃中也　[illegible]　序ろ十三ノ卅三オ

鏃字訓　位六三

豊後国姫嶽社藏鏃図　集古十種弓矢之部一ノ七

加賀国江沼郡須輪村多太社藏實盛表指鏃図　同上一ノ八

播磨国刀田山鶴林寺藏永田幸少鏃図　同上一ノ九

六角義賢鏃図　所藏未詳　同上一ノ十一

陸奥国鳥海伐木所得鏃図　所藏未詳　同上一ノ十八

越後国一宮弥彦神社藏鎮西八郎為朝鏃図　同上一ノ廿一

摂津国八部郡農家鷲尾次郎兵衛家藏源義経朝臣鏃図　同上一ノ十六

河内国壺井八幡宮藏源義家朝臣鏃図　同上二ノ一

陸奥国佐場野医王寺藏古鏃図　同上二ノ二

[illegible]坂高加島屋源太兵衛藏古鏃図　同上二ノ十

大和国三田社藏古鏃図　同上二ノ十二

陸奥国會津塔寺八幡宮藏古鏃図　同上二ノ十六

武藏国馬込村万福寺藏梶原平三景時鏃図　同上二ノ十七

佐竹家藏古鏃図　出羽国仙北郡金沢村民間所得　同上二ノ廿五

松平定信朝臣家花鏃図　陸奥国磐瀬郡須賀川駅伐木所獲　同上二ノ廿八

同藏　陸奥国田村郡守山耕田所獲　同上二ノ廿九

同藏鏃図　陸奥国磐瀬郡鏡沼村堀地所獲　同上二ノ廿九

ガラス使用

屋発　後一二七

法隆寺宝物古鏃図五　武袖一ノ十九

東大寺所蔵古鏃図二　武袖一ノ廿

家蔵古鏃図十三　武袖一ノ廿

鳥舌。鋭尾。鳥狩根。蟹爪。平根。六曜。柳葉。細根。

鴨嘴。鯖尾。定能。鋒根。蕪根。

矢印　貞十ノ九三

ヤヒシノヒヒヤリ　貞二下ノ廿一

養ヒ畜フ者　燕石廿二

野心ノ矢字　漫八三火之

ガラス使用

ヤ下一

ガラス使用

やと

ハひりを こあめりーハ
ハひらをあまる
あらてくるて

やや二

ガラス使用

ヤヒ

屋敷　後一ラ三

ヤユ

ヤヒ　矢一手　貞十ノサニ

箙枕（ヤヒラテ）　呂二ノ七三オ

矢開祝　貞二下ノ一

矢開ニ用ヰサルモノ　貞十ノ七二

矢開之記　群四一九　図アリ

ヤモ

㋳ヤモ

やもめハけやも後

鰥（ヤモヲ）和二ノ十一丁

寡（ヤモメ）和二ノ十二丁

遊杼 群本（廿三オ） 飢寒にせめらるゝ者多く嫠尼（ヤモイ）あまた有けるを やら

(やせ)

ふ　（い後義記に）やせこくる川ハ船よりすつるれと　とするといれ共めハうきぬめり　いせ

雅言よ　廿二之

やや高　ちうなえノ十五

め

ヤス
やすし四左下註
やすらぐ四路注
やすむ四右注
やすむる四右下註
やすまする四[illegible]
宣
鑪子（ヤスリ）和五ノ八ノ一
八隅知之　五ノ一ノ七ウ
やすらひを
やすらひ糸
結ひを
やそくさのもの
五鑪此鑢（うのつくるやすり）　あるいは三ノ卅　鑢ハアスリトモ云トアヤスリトモ云トアリ

ヤセ

安価 婦人向入用

トヘ〃定 點數 十七 欄 一ノ定（[illegible]）

ホル一ノ進 三号ニ 明空ニル 第三一

前要 [illegible] 用一ホル図ヒニ

[illegible] 三十（ホルセニ十）

[illegible] [illegible] 三十（トヘルヘ二十）

ヤルセモノ画 六一三十

女ヘ ホヘニ振 [illegible]

~~ナナ~~ 画 [illegible]

~~ナナ~~ 大 [illegible] 六一三

ヤス

ヤセ　八瀬童子　火二三

ヤセ馬　夂十三ノ十五

ヤス　ヤスリ蔍　夂十ノ十三

ヤスカタノ鳥　火一三七

夜須礼　文二四一　小七十（ヤスライハナ）

安楽花（ヤスラヒハナ）　小七十（ヤスライハナ）

保則　小学読本五ノ十七図アリ

ヤスノ郡　小五八　居記二ら　舳二二一

ヤスミ所　雅言　十九　尊者ノ休所（カハヤノ大リキタ図　又极ニ穴ヲ云ん）

安童　畸人百人一首

831
60
13

ガラス使用

帝國圖書館藏

ガラス使用